

割賦販売法の改正に伴い、
セキュリティ対策が必要になります。

平成28年12月9日に「割賦販売法の一部を改正する法律」（「改正割賦販売法」）が公布され、クレジットカードを取り扱う加盟店において、カード番号等の適切な管理や不正使用対策を講じることが義務づけられることになりました。改正割賦販売法の施行は、平成30年6月1日です。

必要になる対策 1

カード情報保護についての
適切な保護措置

カード情報の非保持化
または
PCIDSS 準拠

必要になる対策 2

カードの不正使用対策

ICチップ



対面加盟店様

非対面加盟店様

ICカード決済が
可能な端末を設置

なりすましによる
不正使用防止対策

下記より貴店の該当する形態・状況を選び、必要な対策をご確認ください。



決済専用端末（CCT）を設置している加盟店様

決済端末の使用状況		必要な対策
決済端末を単体で 使用している場合	IC 未対応端末	決済端末を IC 対応の機器 に置き換える必要があります。
	IC 対応端末	特に対応の必要はありません。
POSシステムと決済端末間で取引金額、 決済結果等を連動させている場合		- 決済端末を IC 対応の機器 に置き換える必要があります。 - カード情報がPOS端末やPOSシステムの機器・ネットワークに「保存」、「処理」、「通過」する場合は PCIDSS 準拠の対応 が必要です。



カード処理機能を持ったPOSを設置している加盟店様

		カード情報の漏えい防止対策	
		カード情報非保持	PCIDSS 準拠
			未対応
端末の IC 対応	対応済み	特に対策の必要はありません。	カード情報の非保持かPCIDSS 準拠のいずれかの対策 が必要です。
	未対応	IC 対応端末への切替 が必要です。	以下の両方の対応が必要です。 [1] カード情報の非保持かPCIDSS 準拠のいずれか [2] IC カード対応端末への切替



非対面加盟店様

カード情報の漏えい防止対策		PSP（決済代行業者）のPCIDSSの準拠状況	
		準拠済み	未準拠
加盟店の 対応状況	カード情報非保持	特に対策の必要はありません。	加盟店は特に対策の必要はありません。 (PSPはPCIDSSに準拠する必要があります。)
	カード情報保持	カード情報の非保持がPCIDSS準拠の いずれかの対策が必要です。	カード情報の非保持がPCIDSS準拠の いずれかの対策が必要です。 (PSPはPCIDSSに準拠する必要があります。)

※EC（ネット取引）以外の非対面取引（メールオーダー、テレホンオーダー）を行う加盟店様が、カード情報を電話・FAX・はがき等で受け付け、紙媒体のまま保存する場合については、カード情報保護対策の対応の必要はありません。

PSPとの接続方式の確認について

PSPを利用するEC（ネット取引）加盟店におけるカード決済システムにおいては、カード情報が加盟店のサーバーを通過する「通過型」と、通過しない「非通過型」に大別されます。

通過型 …… カード情報がEC（ネット取引）加盟店の機器・ネットワークを「通過」して「処理」され、場合によっては意図せず保存しているため、不正アクセスやマルウェア等によりカード情報を窃取される**リスクが高い**。

非通過型 …… カード情報がPSPの機器・ネットワークを「通過」して「処理」されるため、EC（ネット取引）加盟店はカード情報を「通過」「処理」「保存」することなく、EC（ネット取引）加盟店からのカード情報の漏えいが発生する**リスクは低い**。
リンク型、JavaScriptを使用した非通過型があります。



EC（ネット取引）加盟店の皆様においてカード情報を**非保持化するためには**、PCIDSS準拠済みのPSPを活用したカード情報の**非通過型の決済システムの導入が必要になります**。自社のシステムの確認をお願いいたします。

非対面取引での不正使用防止対策の留意点

非対面取引においては、不正使用防止のために特に多面的・重層的な対策が必要です。

- 特定のパスワードや属性情報等による確認（3Dセキュア、SafeKey など）
- セキュリティコードによる確認
- 属性・行動分析による推定
過去の取引情報等に基づいたリスク評価（スコアリング）を行い不正な取引であるか判定します。
- 配送先情報による推定
犯罪組織等の配送先情報を蓄積することで、取引成立後であっても商品等の配送を事前に止めることで被害を防止します。

改正割賦販売法に伴うセキュリティ対策の取組みについての詳しい情報は、一般社団法人日本クレジット協会のウェブサイトにてご確認ください。

■ 改正割賦販売法

割賦販売法の一部を改正する法律について

http://www.j-credit.or.jp/download/170126_news_a1.pdf

「割賦販売法が改正されました」リーフレット

http://www.j-credit.or.jp/download/170126_news_a5.pdf

■ クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画

<http://www.j-credit.or.jp/security/document/index.html>

お問い合わせ

アメリカン・エクスプレス加盟店サービスホットライン

通話料
無料

0120-333983

平日 9:00～17:00
土日 祝休



法律改正・セキュリティ対策に関するよくあるご質問

※一部例外的事項がある場合がありますのでご了承ください。

改正割賦販売法について

Q1 割賦販売法とはどのような法律ですか？

A 「かっぱはんばいほう」と読み、クレジットに関する法律です。従来はクレジットカード会社の義務を主に規定しておりましたが、平成28年12月に改正され、クレジットカードが使える加盟店の義務についても規定が設けられました。

Q2 なぜ改正されたのですか？

A 加盟店に対する義務が追加されたのは、近年加盟店におけるクレジットカード番号等の漏えい事件や不正使用被害が増加しているからです。安全・安心なクレジットカード利用環境を実現するために改正されました。

Q3 加盟店に課された義務にはどのようなものがありますか？

A 大きく分けて「クレジットカード番号等の適切な管理」と「不正使用の防止」の2つの義務が課せられました。また、加盟店契約を締結しているクレジットカード会社に、加盟店調査（悪質加盟店の是正・排除、クレジットカード番号等の適切な管理、不正使用の防止）を行い、調査結果に基づいた必要な措置を行うこと等が新たに義務付けられており、これに加盟店様は応じていただく必要があります。

Q4 法改正について、問い合わせはどこに行えばよいですか？

A アメリカン・エクスプレスとの個別の契約に基づく内容については、アメリカン・エクスプレス加盟店サービスホットラインにお問い合わせください。また、割賦販売法の改正一般については経済産業省商取引監督課にお問い合わせください。

加盟店が取り組まなければならない対策について

Q5 加盟店が取り組まなければならないことは何ですか？

A 課せられた2つの義務のうち、「クレジットカード番号等の適切な管理」については、カード番号等の非保持化（非保持化と同等もしくは相当のセキュリティ措置を含む）を行うこと、非保持化ができない場合はセキュリティに関する国際規格であるPCIDSSに準拠することが必要になります。「不正使用の防止」については、クレジット決済端末を用いている加盟店様はIC対応が必要です。また非対面加盟店様は、なりすまし防止対策が必要です。

Q6 なぜ不正使用対策としてICカードへの対応をするのですか？

A 現在の技術ではICカードを複製することはほぼ不可能です。このため、偽造カードによる不正使用を防止するため、カードのIC化を進めるとともに、カード決済する端末側もIC対応を進める必要があります。

Q7 なぜ「クレジットカード番号等の適切な管理」においては、非保持化か、PCIDSS への準拠が必要なのですか？

A クレジットカード番号等の適切な管理をするにあたり、そもそもカード番号等を持っていない場合（非保持）は、漏えいする心配はありませんので一番安全です。営業の都合等でカード番号等を持たなければならない場合は厳密な管理が必要なため、セキュリティに関する国際規格である PCIDSS に準拠する必要があります。なお、自社開発のシステム（POS 等）においては、意図せずにカード情報を持っていることがあるため、注意が必要です。必ず確認のうえ対応してください。

Q8 「クレジットカード番号等の適切な管理」および「不正使用の防止」について、どのような対策が必要になりますか？

A 具体的な対策は、クレジット取引セキュリティ対策協議会が取りまとめた「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画 2018」に記載されています。内容は下記の URL よりご参照いただけます。
https://www.j-credit.or.jp/sECurity/pdf/plan_2018.pdf

Q9 暗証番号を失念したお客様へはどのように対応したらよいのでしょうか？

A お客様が暗証番号を失念した場合は、IC カード取引においてもサインで取引をすることができます。ただし、セキュリティ上、より強固である暗証番号入力をバイパスするため、あくまでも例外的対応であり、濫用することはできません。

Q10 複数のクレジットカード会社より漏えい対策・不正使用対策の取り組みについてのお知らせが来ました。どうすればよいですか？

A クレジットカード会社は、「クレジットカード番号等の適切な管理」「不正使用の防止」について、所管する経済産業省からの要請もありお知らせをしています。そのため、複数のクレジットカード会社と契約をしている加盟店様には各クレジットカード会社からそれぞれ通知等が行く場合があります。また、各クレジットカード会社から対応状況等の回答を求められた場合等は、クレジットカード会社に調査する義務が法令上あるため、ご面倒でも、すべてにご回答ください。

Q11 いつまでに対応しなければなりませんか？

A 改正割賦販売法が施行されるのは 2018 年 6 月 1 日ですので、この期日が基本となります。なお、クレジット取引セキュリティ対策協議会が取りまとめた実行計画 2018 では、対面加盟店は 2020 年 3 月までとなっていますので、遅くともこの期限までには対応することが求められています。

改正割賦販売法に伴うセキュリティ対策の取り組みについての詳しい情報は、一般社団法人日本クレジット協会のウェブサイトにてご確認ください。

■ 改正割賦販売法

割賦販売法の一部を改正する法律について

http://www.j-credit.or.jp/download/170126_news_a1.pdf

「割賦販売法が改正されました」リーフレット

http://www.j-credit.or.jp/download/170126_news_a5.pdf

■ クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画

<http://www.j-credit.or.jp/security/document/index.html>

お問い合わせ

アメリカン・エクスプレス加盟店サービスホットライン

通話料
無料

0120-333983

平日 9:00~17:00
土日祝休

AMERICAN
EXPRESS